

## 第 1 4 9 回新潟市都市計画審議会開催記録

開催年月日	令和 4 年 1 月 2 4 日から 2 月 3 日
開催場所	電子メール等を活用した書面による会議
出席者 (参加者)	<p>【委員】(敬称略)</p> <p>岡崎 篤行、田村 圭子、飯野 由香利、鈴木 孝男、樋口 秀、          富山 栄子、大橋 泰子、杉本 克己、平山 桂子、内山 晶、          平松 洋一、田村 要介、内山 航、倉茂 政樹、小柳 聡、志賀 泰雄、          志田 常佳、松浦 利之、鎌田 一郎、吉澤 實敏、東海林 晃、          高橋 明、三宅 誠一、斎藤 菜々、伊藤 育美</p> <p>以上 25 名</p> <p>【説明者】</p> <p>都市政策部都市計画課、建築部建築行政課</p>
議事次第	<p>議案第 1 号 新潟都市計画市場の変更(新潟市決定)</p> <p style="padding-left: 40px;">【新潟球根園芸地方卸売市場】</p> <p>議案第 2 号 産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について</p> <p style="padding-left: 40px;">【北区太郎代地内：株式会社バイオパワーステーション新潟】</p> <p>議案第 3 号 産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について</p> <p style="padding-left: 40px;">【北区太郎代地内：株式会社セキヤ】</p>

上記議題の審議経過は、本記録のとおりである。

令和 4 年 2 月 3 日

## ■ 第149回新潟市都市計画審議会書面による会議開催にかかる経緯

### 1. 開催について

第149回新潟市都市計画審議会は、本市が令和4年1月21日から新型インフルエンザウイルス等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の対象地区として適用されるほか、案件の緊急性があったことから、会長および各委員の同意を得て、書面による会議としました。

### 2. 書面による会議の経過

- |              |   |
|--------------|---|
| 令和4年1月19日（水） | 岡崎会長から今回の審議会については書面による会議とすることの同意を得る。                  |
| 令和4年1月20日（木） | 各委員あてに書面による会議開催の可否について回答を依頼。                          |
| 令和4年1月24日（月） | 全委員から書面による会議とすることの同意を得る。                              |
| 令和4年1月24日（月） | 開催通知、議案書、参考資料、補足資料、質疑・意見書を各委員あてに送付。                   |
| 令和4年1月26日（水） | 質疑・意見書の提出締め切り。<br>委員1名から、議案第2号および議案第3号に対しそれぞれ1件の質疑あり。 |
| 令和4年1月27日（木） | 提出された質疑・意見書に対する回答書および、2回目の質疑・意見書を各委員あてに送付。            |
| 令和4年1月31日（月） | 2回目の質疑・意見書の提出締め切り。<br>質疑・意見書の提出なし。                    |
| 令和4年2月1日（火）  | 議決書を各委員あてに送付。   |
| 令和4年2月3日（木）  | 議決書の提出締め切り。   |
| 令和4年2月7日（月）  | 岡崎会長へ採決結果の報告。   |
| 令和4年2月8日（火）  | 各委員あてに採決結果を送付。  |

## ■ 第149回新潟市都市計画審議会書面開催記録

### 3. 議案第1号 新潟都市計画市場の変更（新潟市決定）について

#### ① 議案の説明（説明資料）

本議案は、昭和56年より都市施設として民間事業者が所有、運営している「新潟球根園芸地方卸売市場」について、令和3年8月3日に所有者より、都市計画法第21条の2に基づき、施設の増築に伴う卸売市場の区域拡張に関する変更の提案を受けました。本市としては、その都市計画提案は適当であると判断したことから、都市計画の変更案としてお諮りするものです。

都市計画の提案制度について説明します。都市計画の提案制度とは、平成14年の都市計画法の改正により、本市が定める都市計画の決定又は変更の提案を行うことができる制度のことです。提案要件としては、（1）から（3）のとおり区域面積が0.5ha以上であることや、土地所有者等の3分の2以上の同意を得ていることなどが必要となります。この要件を満たしている提案については、本市で都市計画の決定、または変更の必要性を判断し、必要と判断した場合、都市計画法に基づき、都市計画の手続きを行うこととなります。なお、必要がないと判断した場合は、都市計画審議会のご意見をお伺いした上で、提案者に通知するものとしています。この度の提案につきましては、先ほど説明した（1）～（3）全ての要件を満たしています。

今回変更する市場は都市計画における「都市施設」に該当します。都市施設について説明します。都市計画法で、将来のまちづくりを見据え、都市の骨組みを形作る「道路」、「公園」、「下水道」、「市場」など様々な施設を都市計画に定めることができ、定めた施設を「都市施設」と定義しています。なお、この都市施設の区域内では、将来、事業が円滑に実施できるよう建築物の用途や高さ、構造など建築規制が課せられています。

現在の「新潟球根園芸地方卸売市場」の概要について説明します。「新潟球根園芸地方卸売市場」は、昭和49年に県から地方卸売市場の開設認可を受け、昭和56年に旧小須戸町、現在の秋葉区新保地内に移転した際、都市施設として面積約0.72haについて旧小須戸町が都市計画決定をし、主に鉢花類の花弁の取引を行っています。

提案者からの提案内容について説明します。「新潟球根園芸植物地方卸売市場」は、昭和56年から鉢花を中心とした花卉類の取引を行ってきました。その後、事業拡張として、平成元年から卸売市場から車で5分ほど離れた場所に生花部の加工場を整備し、生花（切り花）の取扱いを開始しました。ご覧のとおり、周辺は水田に囲まれ、西側にはうらら小須戸などの総合交流拠点や日本ボケ公園などがあります。事業者からの都市計画提案の理由です。近年、生花

（切り花）の取扱量が増加してきたことから、既存の生花部の加工場の増改築を検討しましたが、施設の老朽化に加え、生花の品質を確保するための冷蔵設備も不足しているほか、手狭であり、さらなる販路拡張や消費者へ質の高い生花（切り花）の安定供給を果たすには、新潟球根園芸地方卸売市場に生花部の加工場を移転し、集約化することで、卸売市場の業務効率化と事業拡張、地域産業の活性化、新たな雇用確保を同時に実現できるとの経営判断をされたと伺っています。そこで、卸売市場で生花部の加工場の増築について検討しましたが、卸売市場の

用途に供する建築物は、建築基準法第51条で「都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、または増築してはならない」と定められています。従って、都市施設の区域を拡張しなければ、生花部の加工場を建築することができないことから、建築するために必要な面積として赤く着色された約0.4haを追加拡張したいとの提案がなされたものです。併せて、都市計画施設名称を現在の「新潟球根園芸地方卸売市場」から、現在、施設名称として使用し、多くの方から認識されている「新潟植物地方卸売市場」に変更したいとの提案をいただいています。

参考として、区域を拡張したのちの増築計画についてご説明します。既存建物の北側に延べ床面積1,235㎡の平屋建ての建築物の増築を予定しており、荷捌きスペースや冷蔵庫、切花加工室を設置する予定です。建物の最高の高さは5m程度となります。

施設を増築することによる周辺環境への影響について説明します。まずは、道路交通への影響です。現在の卸売市場と生花部の加工場の車両の入出状況を基に、移転増築後の影響を想定しましたが、ご覧のとおり、セリ実施日、1週間の合計ともに増加率は低いほか、周辺の自治会などに説明した際にも特に意見を受けなかったことから、交通への影響は極めて少ないものと想定しています。

施設の稼働に伴う振動および騒音の影響についてです。当該地は関係法令や条例による振動や騒音の規制を受けない区域であるほか、施設で使用予定の機器等を踏まえて検討した結果、周辺環境への影響は極めて少ないと想定しています。なお、この提案に先立ち、卸売市場周辺の土地所有者と自治会への事前説明も済んでおり、了承が得られています。また、本市では、提案者へのヒアリングはもとより、各種法令、土地所有者や周辺自治会への同意状況、本市の上位計画を総合的に勘案するとともに、周辺環境に与える影響などを関係者と協議した結果、都市計画の変更は適当であると判断し、都市計画決定の手続きを進めていきたいと考えています。

計画書について説明します。名称と区域を変更するものです。主な変更理由は、提案の概要でご説明したとおりですが、細かな部分として、番号を「1号」から「2号」に変更します。これは、平成17年の広域合併の影響で市内に卸売市場1号が2つ存在している状況を解消するため、当該施設の変更に伴い、当該施設の一覧表の番号を「2号」とするものです。

新旧対照表について説明します。表の上段が変更後、下段が現決定内容です。ご覧の通り名称、面積を変更します。また、備考に記載のとおり、施設的能力について、切花の1,410千束/年が追加となります。なお、現在の加工場では705千本/年となっており、施設を増築することにより、施設的能力を2倍にする計画となります。

総括図について説明します。縮尺2万5千分の1の都市計画図に卸売市場の区域を示したものです。周辺は、市街化調整区域に指定されており、用途地域の指定のない地域です。黄色が変更前で、赤が変更後の区域を示しています。

計画図について説明します。縮尺2千5百分の1の図面に卸売市場の区域を示したものです。赤の線で囲まれ、着色されていない箇所が変更前の区域となり、赤色で着色された区域が今回、追加変更となる区域を示しています。なお、区域は道路界、地番界、水路界を境界としています。また、今回拡張する区域は既に卸売市場の事業者が所有しており、現在は卸売市場の

屋外施設および駐車場として利用されています。

都市計画の案の理由書について説明します。提案による区域及び名称を変更することが適当であると判断した理由です。2の(1)都市の将来像における位置づけをご覧ください。上位計画との整合性についてです。記載のとおり、本市の都市計画マスタープランでは、目指す都市の姿の実現に向け、広大で美しい田園環境と市街地が共生する都市構造を維持し、持続的に発展する都市づくりを進めています。また、都市づくりにおいては、市街地形態の適切な維持を図るとともに、農村地域では農地の保全とともに地域振興を考えていく必要があります。当該施設は、昭和56年から鉢花を中心とした花卉類の流通による地域振興に努めてきました。今回、生花施設を移転、集約化することでさらに業務の効率化が向上し、地場商品の取扱い拡張や今後の販路拡張など、さらなる地域振興に寄与することが期待できると考えます。

(2) 都市計画の必要性についてです。先ほどご説明したとおり、建築基準法51条の規定により、卸売市場の用途に供する建築物は、都市計画決定されているものでなければならないことから、当該施設の増築には区域の追加変更が必要となります。

(3) 位置、区域、規模の妥当性についてです。今回の区域は、昭和56年に都市計画決定され、卸売市場として利用されている区域を必要最小限の範囲で拡張するものです。また、これまでも無秩序な開発が引き起こされることはなかったことから、拡張することによる弊害は少なく、位置、区域、規模は妥当であると考えています。

都市計画の手続き状況について説明します。素案について、令和3年11月1日から15日までの15日間縦覧を行いました。縦覧者は1名で、意見申出書の提出がなかったことから公聴会は開催していません。その後、令和4年1月5日から19日までの15日間で都市計画案の縦覧を行いました。その結果、縦覧者は3名で、意見書の提出はありませんでした。そして、都市計画審議会でご審議いただいたのち、県知事との協議を経て、令和4年2月下旬頃の都市計画決定を予定しています。

## ② 質疑・意見

質疑や意見はありませんでした。

## ③ 採決結果

出席委員25名のうち、25名が「賛成」。

「賛成」多数により、原案のとおり可決。

#### 4. 議案第2号 産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について

##### ① 議案の説明（説明資料）

建築基準法第51条では、周辺環境の悪化を防ぐ目的から、産業廃棄物の処理施設については、都市計画においてその敷地が決定しているものでなければ新築し、又は増築してはならないとしています。ただし書きにおいて、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでないとしています。本案件については民間事業者が設置する施設であり、都市計画決定にはなじまないため、ただし書きの規定を適用することとなりますが、計画の内容は政令で定める範囲を超えるものであるため、許可が必要なものとなり、その敷地の位置が都市計画上支障がないか、本審議会に諮問するものです。

申請者は株式会社バイオパワーステーション新潟です。敷地位置は新潟市北区太郎代地内の工業専用地域内で、施設用途は発電所で、許可の対象施設は敷地内の木くずの破碎施設です。申請者は現在、申請敷地内において、木質バイオマス発電を行っており、燃料となる木くずチップを他社から購入して発電を行っています。この度、燃料となる木くずチップの安定した確保を図るため、木くずの破碎処理施設を新設し、自社で木くずチップを製造することとしました。これにより、産業廃棄物である木くずの再資源化を進め、より一層、循環型社会の形成に取り組んでいく計画としています。

建築基準法第51条では、政令で定める規模の範囲内であれば、許可は不要としています。政令で定める範囲とは、① 過去の許可時の処理能力の1.5倍をこえないこと、② 処理の種類ごとに定められた一定の処理能力を超えないことです。今回の計画では、産業廃棄物である木くずの破碎処理の能力について、政令で定める範囲（100t/日）を超えることから、許可対象となっています。

都市計画図中央の赤いポイントが申請地で、「新新バイパス」豊栄インターチェンジから北に約3km、新潟市北区太郎代地内の新潟東港工業団地に位置しており、西側に「島見町集落」、東側に「太郎代集落」があります。最寄りの公共施設として、西側約1.5キロメートルに「南浜小学校」が、おなじく西側約1.7キロメートルに「南浜中学校」があります。申請地の用途地域は工業専用地域内で、近隣には学校や社会福祉施設などはなく、最寄りの住宅までは約330m離れています。工業専用地域であることから、近隣には、多くの廃棄物処理施設やその他工場、倉庫などが立地しています。なお、申請者は、本計画にあたって、「新潟市産業廃棄物施設の設置及び維持管理に関する要綱」の規定に基づき周辺企業や自治会に説明を行っており、承諾を得ています。

敷地は南側に歩道付4車線の臨港道路中央ふ頭（西線）、東側に歩道付2車線の市道北6-60、6-61号線に面し、搬出入車両は東側道路から出入りします。敷地内には、既存の建築物と発電所があります。敷地内の青色で示した部分に、既存のバイオマス発電所が設置されています。敷地内の灰色で示したものが、既存の鉄骨造2階建て事務所、鉄骨造平屋建て倉庫です。敷地中央の赤色で示したものが、新設される建築物で、この建屋内に、破碎処理施設が設置されます。破碎処理作業時には、敷地内の薄緑色で示した部分に保管されている木くずを、建屋内に設置した破碎機に投入し、破碎処理を行います。また、敷地北側の黄色で示した部分

には、建築基準法第51条の許可の対象とはならない、既存の鉄骨造平屋建て 造粒固化施設が設置されています。この施設は、バイオマス発電所から排出される燃え殻、ばいじんの造粒固化を行っており、埋戻土等の建設資材として再資源化されています。廃棄物処理の手順です。

① 排出事業者から木くずが収集されます。② 収集された木くずは、保管、異物除去されます。③ 重機により破砕機に投入され、細かく砕かれます。④ 磁選機にて金属くずの選別がされます。⑤ 木くずチップとして保管されます。⑥ 自社での発電に使用、またはボイラー燃料として売却され、搬出されます。

環境省の定める「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づき、申請者は影響調査を行っています。周辺への環境影響要因として、破砕施設等から発生する騒音と振動を掲げ、その他は発生がない又は影響が軽微であるとしています。今回の計画は、大気汚染や悪臭の発生を伴うものではないことから、騒音および振動について、その影響を評価しています。まず、騒音及び振動の基準値についてです。騒音・振動に対する生活環境影響調査においては、申請地が工業専用地域のため、騒音及び振動の規制地域に指定されていないことから、規制値は定められていません。そのため、地域の実情に合わせ、工業地域に相当する区域として、騒音に関しては第4種区域の規制基準を、振動に関しては第2種区域の規制基準を目標値として設定し、影響を検討しています。赤いポイントは、騒音・振動の主な発生源となる処理施設や重機などの位置を示しています。発生源として、破砕処理施設だけでなく、造粒固化施設、既存発電施設からの騒音や振動も考慮します。黄色いポイントは、予測評価を行った地点です。敷地の東西南北4面の敷地境界線上において、それぞれ騒音の影響が大きいと考えられる地点を評価地点としています。なお、敷地の周囲に緑色及び青色の破線で示していますが、緑色の破線については高さ4mの鋼板塀が、青色の破線については高さ4mのコンクリート塀が設置され、騒音の低減に配慮しています。

騒音についての予測値と目標値（任意）の比較表です。なお、施設の稼働時間は午前8時から午後5時であるため、昼間の時間帯の基準値を目標値として採用しています。いずれの地点でも予測値が目標値を超えていません。

振動についての予測値と目標値（任意）の比較表です。騒音の予測と同様、施設の稼働時間は午前8時から午後5時であるため、昼間の時間帯の基準値を目標値として採用しています。いずれの地点でも予測値が目標値を超えていません。

なお、操業後に近隣住民から騒音や振動に関する苦情があった場合、騒音・振動に関しては、規制区域ではないことから、今回設定された目標値を超過したことを理由に直ちに業務停止を求めることはできませんが、現地調査の上、生活環境への影響が確認された場合は、関係課と連携し、改善を図るよう行政指導を行います。そのうえで、支障が重大であり、改善の意向が見られないなどの場合は、停止命令を行うことも法令上は可能です。

搬出入経路から見た周辺交通への影響についてです。搬出入経路は、「新新バイパス」豊栄インターチェンジ等から、歩道付4車線道路の「県道 新潟中央環状線」、「国道 113号線」、「県道 島見豊栄線」、「臨港道路中央ふ頭（西線）」、歩道付2車線道路の「市道北6-60、61号線」などを利用する計画となっています。当該施設の設置に伴って増加する運搬車両は、1日あたり、2トン～10トントラック約8台程度で、搬出入の時間は午前8時00分から午後5時00

分までです。また、平成 27 年度全国道路交通調査より、「一般県道島見豊栄線」の交通量は日中の 12 時間で約 1 万 1 千 7 百台であるため、搬出入に伴う運搬車両の増加は現在の交通量と比較するとわずかなものであり、これらの経路は、いずれも十分な幅員や構造を有する整備された道路であることから、周辺交通に与える影響は軽微であると考えられます。なお、太郎代集落の児童が南浜小学校へ通学するにあたっては、スクールバスによる送迎が行われており、本施設の搬出入経路と通学路の重複はありません。南浜中学校への通学については、臨港道路中央ふ頭（西線）を登下校の際に通行する生徒がいますが、当該道路が歩道付 4 車線道路であること、通学時間帯の搬出入を避けること、車両運行が短時間に集中しないように運行管理体制を整えるとともに、申請者が運転者等に対して安全運転の励行、教育を徹底することから、歩行者の安全な通行に支障がないと考えられます。

計画地は工業専用地域に位置し、道路や公園など既定の都市施設に支障がないこと、本計画施設から発生する騒音、振動等は適正な対策が講じられ、周辺の環境を害するおそれがないと考えられること、交通量の増加は軽微であり、申請者が搬出入時間帯など運行管理体制を整えるとともに、運転者等に対して安全運転の励行・教育を徹底することで円滑な交通に支障をきたすことはないと考えられること、本計画施設は、廃棄物の破砕処理を行い破砕物の再資源化を図るものであり、廃棄物の減量化および循環型社会の構築に寄与する施設であることから、当該施設の敷地位置については、都市計画上の支障がないものと考えられます。

## ② 質疑・意見

（質疑：平山桂子委員）

スライド⑩環境影響要因の検討について要因の検討の調査項目の×の理由を教えてください。

施設内の作業環境安全対策は検討事項になりますか。その場合、施設内の粉塵の発生量（予測数値）又、飛散防止対策の散水の予測使用量を数値で教えてください。

（回答：建築部建築行政課）

調査項目は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 平成 18 年 9 月）に基づいて設定されています。その中で生活環境影響要因ごとに調査の要否が定められており、施設の稼働等で周辺環境に影響が発生することが想定されていないものについては調査を実施する必要がないとされていることから、資料に記載の理由のとおり、調査項目から除外しています。

また、施設内の作業環境安全対策は当該申請において検討対象とはなりませんが、申請者において、労働安全衛生関係法令を遵守し、作業場における労働者の安全と健康を確保することとしています。

## ③ 採決結果

出席委員 25 名のうち、24 名が「支障なし」。

「支障なし」多数により、原案のとおり可決。

## 5. 議案第3号 産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について

### ① 議案の説明（説明資料）

議案第2号と同様に建築基準法第51条では、周辺環境の悪化を防ぐ目的から、産業廃棄物の処理施設については、都市計画においてその敷地が決定しているものでなければ新築し、又は増築してはならないとされていますが、ただし書きにおいて、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでないとしています。本案件については民間事業者が設置する施設であり、都市計画決定にはなじまないため、ただし書きの規定を適用することとなりますが、計画の内容は政令で定める範囲を超えるものであるため、許可が必要なものとなり、その敷地の位置が都市計画上支障がないか、本審議会に諮問するものです。

申請者は株式会社セキヤです。敷地位置は新潟市北区太郎代地内の工業専用地域内で、施設用途は産業廃棄物の破砕施設です。今回の申請内容は処理品目の追加に対するもので、既存の破砕処理の品目に廃プラスチック類の破砕処理を追加するものとなっています。申請者は現在、申請敷地内において、2機の破砕機を使用して産業廃棄物の破砕処理を行っています。近年の廃プラスチック類の処理ニーズの増加に伴い、一方の破砕機において廃プラスチック類の破砕処理を追加し、2機の破砕機で処理する廃プラスチック類の処理能力を引き上げる計画となっています。これにより、産業廃棄物である廃プラスチック類の適正処理に、より一層、取り組んでいく計画としています。なお、本申請にあたり、機械の増設や建築物の増築はありません。

建築基準法第51条では、政令で定める規模の範囲内であれば、許可は不要としています。政令で定める範囲とは、① 過去の許可時の処理能力の1.5倍をこえないこと、② 処理の種類ごとに定められた一定の処理能力を超えないことです。今回の計画では、産業廃棄物である廃プラスチック類の破砕処理の能力について、政令で定める範囲（6t/日）を超えることから、許可対象となっています。

都市計画図中央の赤いポイントが申請地で、「新新バイパス」豊栄インターチェンジから北に約3km、新潟市北区太郎代地内の新潟東港工業団地に位置しており、西側に「島見町集落」、東側に「太郎代集落」があります。最寄りの公共施設として、西側約1.4キロメートルに「南浜小学校」が、おなじく西側約1.6キロメートルに「南浜中学校」があります。申請地の用途地域は工業専用地域内で、近隣には学校や社会福祉施設などはなく、最寄りの住宅までは約470m離れています。工業専用地域であることから、近隣には、多くの廃棄物処理施設やその他工場、倉庫などが立地しています。なお、申請者は、本計画にあたって、「新潟市産業廃棄物施設の設置及び維持管理に関する要綱」の規定に基づき周辺企業や自治会に説明を行っており、承諾を得ています。

敷地は南側に歩道付4車線の臨港道路中央ふ頭（西線）、西側に歩道付2車線の市道北6-61号線に面し、搬出入車両は西側道路から出入りします。敷地内には、既存の建築物が3棟あります。敷地北側の灰色で示したものが、既存の木造平屋建ての事務所です。敷地内の赤色及び黄色で示したものが、いずれも鉄骨造平屋建ての既存破砕処理施設です。この建屋内に破砕処

理機がそれぞれ1機ずつ設置されており、許可が不要な能力となっています。赤色で示した破碎処理施設に廃プラスチック類の破碎処理が品目として追加されます。破碎処理作業時には、敷地内の赤枠で囲んだ部分に保管されている産業廃棄物を破碎処理施設部分に搬入し、破碎処理を行います。破碎処理後の産業廃棄物は、敷地内の青枠で囲んだ部分に搬入し、保管します。廃棄物処理の手順です。① 排出事業者から廃棄物が収集されます。② 収集された廃棄物は、計量、③ 分別・保管されます。④ 重機により破碎機に投入され細かく砕かれます。⑤ 破碎後は、保管・搬出されます。⑥ 搬出先では、最終処分場で埋め立てられます。

環境省の定める「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づき、申請者は影響調査を行っています。周辺への環境影響要因として、破碎施設等から発生する騒音と振動を掲げ、その他は発生がない又は影響が軽微であるとしています。今回の計画は、大気汚染や悪臭の発生を伴うものではないことから、騒音および振動について、その影響を評価しています。まず、騒音及び振動の基準値についてです。騒音・振動に対する生活環境影響調査においては、申請地が工業専用地域のため、騒音及び振動の規制地域に指定されていないことから、規制値は定められていません。そのため、地域の実情に合わせ、工業地域に相当する区域として、騒音に関しては第4種区域の規制基準を、振動に関しては第2種区域の規制基準を目標値として設定し、影響を検討しています。赤いポイントは、騒音・振動の主な発生源となる処理施設などの位置を示しています。また、黄色いポイントは、予測評価を行った地点です。敷地の東西南北4面の敷地境界線上において、それぞれ騒音の影響が大きいと考えられる地点を評価地点としています。なお、敷地の周囲に青色の破線で示していますが、高さ2mのコンクリート塀が設置され、騒音の低減に配慮しています。

騒音についての予測値と目標値（任意）の比較表です。なお、施設の稼働時間は午前8時から午後5時であるため、昼間の時間帯の基準値を目標値として採用しています。いずれの地点でも予測値が目標値を超えていません。

振動についての予測値と目標値（任意）の比較表です。騒音の予測と同様、施設の稼働時間は午前8時から午後5時であるため、昼間の時間帯の基準値を目標値として採用しています。いずれの地点でも予測値が目標値を超えていません。

なお、操業後に近隣住民から騒音や振動に関する苦情があった場合、騒音・振動に関しては、規制区域ではないことから、今回設定された目標値を超過したことを理由に直ちに業務停止を求めることはできませんが、現地調査の上、生活環境への影響が確認された場合は、関係課と連携し、改善を図るよう行政指導を行います。そのうえで、支障が重大であり、改善の意向が見られないなどの場合は、停止命令を行うことも法令上は可能です。

搬出入経路から見た周辺交通への影響についてです。搬出入経路は、「新新バイパス」豊栄インターチェンジ等から、歩道付4車線道路の「県道新潟中央環状線」、「国道113号線」、「県道島見豊栄線」、「臨港道路中央ふ頭（西線）」、歩道付2車線道路の「市道北6-61号線」などを利用する計画となっています。当該施設の設置に伴って増加する運搬車両は、1日あたり、2トン～10トントラック約5台程度で、搬出入の時間は午前8時00分から午後5時00分までです。また、平成27年度全国道路交通調査より、「一般県道島見豊栄線」の交通量は日中の12時間で約1万1千7百台であるため、搬出入に伴う運搬車両の増加は現在の交通量と比較する

とわずかなものであり、これらの経路は、いずれも十分な幅員や構造を有する整備された道路であることから、周辺交通に与える影響は軽微であると考えられます。なお、太郎代集落の児童が南浜小学校へ通学するにあたっては、スクールバスによる送迎が行われており、本施設の搬出入経路と通学路の重複はありません。南浜中学校への通学については、臨港道路中央ふ頭（西線）を登下校の際に通行する生徒がいますが、当該道路が歩道付4車線道路であること、通学時間帯の搬出入を避けること、車両運行が短時間に集中しないように運行管理体制を整えらるとともに、申請者が運転者等に対して安全運転の励行、教育を徹底することから、歩行者の安全な通行に支障がないと考えられます。

計画地は工業専用地域に位置し、道路や公園など既定の都市施設に支障がないこと、本計画施設から発生する騒音、振動等は適正な対策が講じられ、周辺の環境を害するおそれがないと考えられること、交通量の増加は軽微であり、申請者が搬出入時間帯など運行管理体制を整えらるとともに、運転者等に対して安全運転の励行・教育を徹底することで円滑な交通に支障をきたすことはないと考えられること、本計画施設は、廃棄物の破碎処理を行うものであり、廃棄物の適正処理を推進する施設であることから、当該施設の敷地位置については、都市計画上の支障がないものと考えられます。

## ② 質疑・意見

（質疑：平山桂子委員）

スライド⑩環境影響要因の検討について要因の検討の調査項目の×の理由を教えてください。

施設内の作業環境安全対策は検討事項になりますか。その場合、施設内の粉塵の発生量(予測数値)又、飛散防止対策の散水の予測使用量を数値で教えてください。

（回答：建築部建築行政課）

調査項目は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 平成18年9月）に基づいて設定されています。その中で生活環境影響要因ごとに調査の要否が定められており、施設の稼働等で周辺環境に影響が発生することが想定されていないものについては調査を実施する必要がないとされていることから、資料に記載の理由のとおり、調査項目から除外しています。

また、施設内の作業環境安全対策は当該申請において検討対象とはなりません。申請者において、労働安全衛生関係法令を遵守し、作業場における労働者の安全と健康を確保することとしています。

## ③ 採決結果

出席委員25名のうち、24名が「支障なし」。

「支障なし」多数により、原案のとおり可決。